

悪質な排水管の清掃・点検等の勧誘にご注意を！

平成 23 年 9 月 13 日更新

町から委託を受けているかのように装い、個別に各家庭を訪問し、言葉巧みに宅地内の排水管や汚水マスの点検・清掃作業・修理を行って、多額の代金を要求するトラブルが各地で増えています。

「役場の方から来た」「役場の紹介で来た」など、役場と関係があるような紛らわしい言い方で訪れ、排水設備の清掃や修理を迫る。

「無償で点検」などと言って点検をし、不良箇所を見つけて強引に修理を迫る。

役場の職員を装い、法律上の義務があるような説明をして、清掃や修理をして代金を要求する。

「近くで下水道工事をしているので、臭いが宅地内の排水設備から出ていないか点検させてほしい」と言って汚水マスのふたを開け、勝手に消臭剤をまき、その代金を要求する。

「近くで下水道工事をしているので、ついでに宅地内の排水設備の清掃をやりませう。」と言って汚水マスのふたを開け、勝手に清掃を行い、その代金を要求する。

嵐山町では、一般家庭の排水管の点検や・清掃のために直接訪問をし、勧誘したりすることはありません。ご注意ください。

点検や清掃したくない場合は、「お断りします」とはっきり断る
訪問されたときは、身分証明書の提示をさせるなど、身元を確かめる
その場ですぐに契約をしない(役場に問い合わせる)

・宅地内の排水設備は所有者の責任で清掃や管理をするものですが、正しい使い方をしている限り、詰まったり壊れたりすることはまずありません。

・万が一、排水設備が詰まったり、修理を必要とする場合は、「**嵐山町下水道排水設備指定工事店**」にご相談ください。

お問い合わせ

嵐山町役場上下水道課 下水道担当

電話 0 4 9 3 (6 2) 0 7 2 8